

S A G A 2 0 2 4 基山町消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 基山町消防防災・警備基本計画」に基づき、S A G A 2 0 2 4（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

3 実施体制

(1) 大会開催前

実行委員会は、鳥栖・三養基地区消防事務組合及び関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会開催期間中

ア S A G A 2 0 2 4 基山町実施本部内に消防防災・警備を統括する消防警備部を設置する。

イ 消防警備部は、必要に応じて、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）に消防警備班を設置する。

4 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 基山町地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

(イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

(ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

(エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。

(オ) 大会関連施設での避難訓練に関すること。

(カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。

(キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

(イ) 大会関連施設の救急救助に関すること。

(ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿の対策については、関係機関及び宿泊市町と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、基山町災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。
- (オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (カ) 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。
- (イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。
- (ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。
- (カ) 入退場者管理に関すること。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、基山町危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。